

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

## 国民年金保険料の追納をおすすめします！

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。その他、申請方法や申請書等の詳細は、日本年金機構ホームページ「国民年金保険料の追納制度」をご確認ください。

### ○日本年金機構ホームページ

「国民年金保険料の追納制度」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150331.html>



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

## 国民年金保険料の臨時特例免除のお知らせ

令和2年2月以降に収入が減少した場合、引き続き令和3年度（令和3年7月から令和4年6月まで）以降も国民年金保険料の臨時特例免除を希望される方は、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いいたします。その他、申請方法や申請書等の詳細は、日本年金機構ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について」をご確認ください。

### ○日本年金機構ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>



【国民年金のご相談・お手続きについて】

徳島南年金事務所 ☎ 088 - 652 - 3114 または役場住民生活課 ☎ 77 - 3613

## 8月は「電気使用安全月間」です！

差し込みプラグをコンセントやテーブルタップに、中途半端にさし差し込むと、接触が不完全になって、プラグやコンセントが過熱して事故になる恐れがあります。プラグは必ずまっすぐ、しっかりと差し込んで使用しましょう。

電気安全のご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。



【お問い合わせ】

一般財団法人 四国電気保安協会

徳島支部（牟岐事業所） ☎ 0884 - 72 - 3268